

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業  
基本契約書（案）

鈴鹿市

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業（以下「**本事業**」という。）に関して鈴鹿市（以下「**発注者**」という。）と●●（以下「**受注者**」という。）は、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約を締結する。

## 前文

発注者は、募集要項等に従い、受注者から提出された企画提案書その他の関連書類を審査した鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「**選定委員会**」という。）において公募型プロポーザル方式による事業者選定の結果を踏まえ、受注者を落札者として決定した。

発注者と受注者は、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、この基本契約（以下「**本基本契約**」という。）を締結する。

なお、本基本契約は、発注者と受注者との間で年度毎に締結する建設工事請負契約（以下「**年度建設工事請負契約**」という。）と不可分一体なものとして構成することを確認する。

また、本基本契約は仮契約とし、発注者が年度建設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条第1項の規定による議決を経たときに本契約として成立するものとする。

ただし、受注者が本基本契約の締結の日から本基本契約が本契約となる時までに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は鈴鹿市資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）の規定による入札参加資格停止処分を受けた場合（入札参加資格停止の措置要件が軽微な工事事務によるもので管理者が認めた場合を除く。）及び本基本契約に基づき発注者が本基本契約を本契約として成立させないこととした場合には、本基本契約は終了し、本契約として成立しないものとする。この場合において、発注者に損害を生じた場合においては、受注者がこれを賠償するものとし、受注者に損害が生じた場合においては、受注者は、発注者に損害賠償を請求することができないものとする。

## (目的)

**第1条** 本基本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

## (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

**第2条** 発注者及び受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

## (事業の概要等)

**第3条** 本事業の概要は、次のとおりとする。

(1) 事業の名称

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業

(2) 施行場所

鈴鹿フラワーパーク（鈴鹿市加佐登町地内）

(3) 施工期間

契約締結の議決から令和11年3月9日（金）まで

2 本事業において整備する鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具（以下「**本遊具**」という。）の概要は、要求水準書による。

## (募集要項等の優先順位)

**第4条** 本基本契約、年度建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、募集要項、企画提案書の間には齟齬がある場合、本基本契約、年度建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、募集要項、企画提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、企画提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については企画提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の募集要項に基づき提出した企画提案書に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 受注者は、発注者と選定委員会が発注者の企画提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

## (事業契約)

**第5条** 発注者と受注者とは、各年度毎に国庫補助金の交付金額に応じて、事業内容を決定し、年度建設工事請負契約を締結する。令和8年度建設工事請負契約は本基本契約の締結日付けで締結する。

2 年度建設工事請負契約の総合計請負代金額は、受注者が提出した見積金額を上限とする。

3 発注者は、本事業に関し、受注者が募集要項において定められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に書面により通知することにより、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第49条

に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき。(独占禁止法第 77 条の規定により、この処分の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)

- (2) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った処分に対し、独占禁止法第 77 条の規定により処分取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。
  - (4) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。
- 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、受注者に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。
- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。)が**暴力団員**(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 再委託契約又は下請契約その他本件事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本件事業に関連する契約の相手方としていた場合(第 6 号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

#### (設計・建設業務)

**第6条** 受注者は、本業務を、年度建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、募集要項及び企画提案書に基づき実施するものとする。

- 2 受注者は、年度建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和 11 年 3 月 9 日までに本遊具を完成させ、発注者に引き渡す。

#### (再委託等)

**第7条** 受注者は、合理的に必要と認められる部分につき、年度建設工事請負契約の定める

ところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

#### (本遊具の維持管理、保守、更新に係る協力)

**第8条** 受注者は、本遊具の維持管理、保守、更新について、本遊具に係る部品の供給、本遊具の補修の支援等、発注者及び発注者が依頼する事業者に対して適切な協力を行うものとする。

#### (権利義務の譲渡の禁止)

**第9条** 発注者と受注者は本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、他の当事者の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して事業契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、直ちに事業契約を解除することができる。

3 受注者が事業契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の事業契約債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、事業契約債権の譲渡により得た資金を本年度建設工事請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### (損害賠償)

**第10条** 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

#### (契約の不調)

**第11条** 事由のいかんを問わず、事業契約が本契約として成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、発注者及び受注者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、事業契約が本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の見積金額にこれに係る消費税及び地方消費税の額を加算した額の10分の1に相当する金額の違約金を支払う義務を負担するものとする。

3 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、事業契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

#### (有効期間)

**第12条** 本基本契約の有効期間は、仮契約としての締結日（本契約としては、本事業に係る令和8年度建設工事請負契約の本契約としての成立日）から事業期間の満了日（令和11年3月9日）を終期とする期間とする。当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。ただし、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し、書面で通知することにより、本基本契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 受注者が本基本契約に基づく義務を履行しない場合に、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合。
- (2) 年度建設工事請負契約の規定に基づき、契約が解除された場合。
- 2 前項の定めにかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって、本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前二条及び次条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は、本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

### (秘密保持)

- 第13条** 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という）を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
    - (1) 開示の時に公知である情報
    - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
    - (3) 開示の後に発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
    - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
    - (5) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
  - 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
    - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
    - (2) 法令に従い開示が要求される場合
    - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
  - 5 受注者は、本基本契約の履行にあたり、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）の規定に従い、これらを遵守しなければならない。

### (個人情報の保護)

- 第14条** 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成し又は取得した個人情報（以下「**個人情報**」という。）の適切な管理のために、次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 本基本契約の履行が完了したときは、直ちに個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (6) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (8) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩し、破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- (9) 前各号の規定に違反する事態が生じたとき若しくは生じる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

#### (管轄裁判所)

**第15条** 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、本市を管轄する地方裁判所を第一審とする所属管轄に服することに合意する。

#### (準拠法及び解釈)

**第16条** 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本基本契約及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本基本契約の変更は、書面により行うものとする。

#### (定めのない事項)

**第17条** 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

本基本契約の証として、本書の原本2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(発注者) 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松 則子

(受注者) [住 所]  
[会 社 名]  
[代表者名] 印